

第1回 近江八幡市多文化共生推進懇話会 次第

日 時 令和7年12月16日(火)

14:00～15:30

場 所 近江八幡市役所 教育委員会会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 委員自己紹介
- 4 座長・副座長の選出
- 5 協議
 - (1)近江八幡市の現状について ※事務局より
 - (2)近江八幡市多文化共生推進指針について
 - (3)今後のスケジュールについて
- 6 その他
- 7 閉会

資料1 近江八幡市多文化共生推進懇話会設置要綱
資料2 近江八幡市多文化共生推進懇話会委員名簿
資料3 近江八幡市の外国人住民の状況 等
資料4 近江八幡市多文化共生推進指針改定について

【参考】滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改訂版)

【参考】近江八幡市多文化共生推進指針

(設置)

第1条 市長は、外国人住民とともに支え合い、より暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めるための近江八幡市多文化共生推進指針(以下「指針」という。)の策定及び推進に当たり、広く市民等の意見を求めるため、近江八幡市多文化共生推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 指針の策定及び推進に関すること。
- (2) その他多文化共生のまちづくり推進に関すること。

2 懇話会は、前項各号に規定する事項について協議及び検討した結果を市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 経済団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 国際交流団体関係者
- (5) 外国人住民
- (6) 公募市民
- (7) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 懇話会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

2 座長が必要と認めるときは、懇話会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、多文化共生推進担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

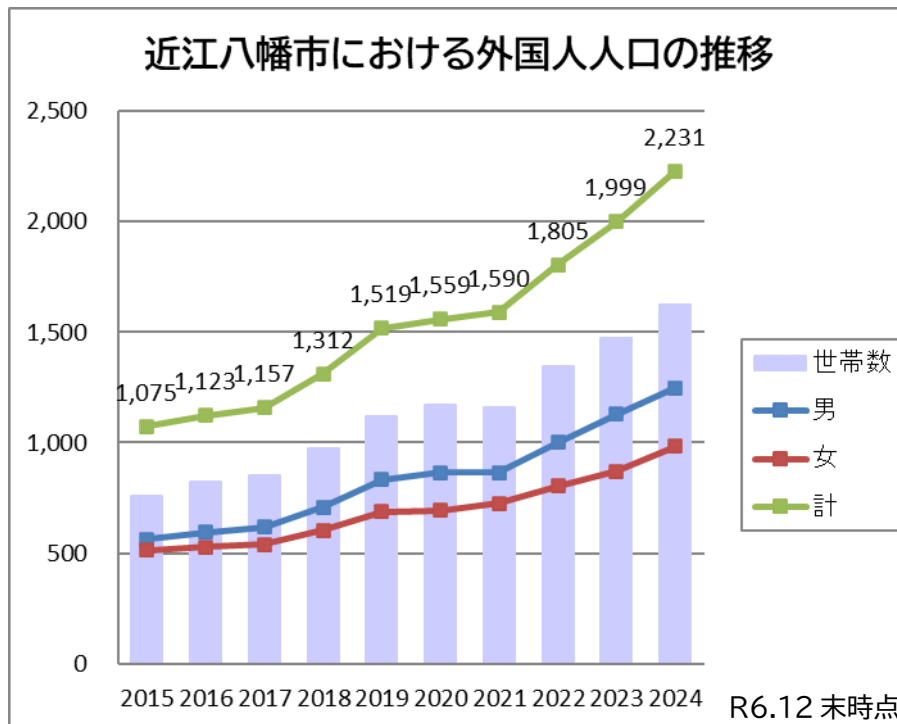
多文化共生推進懇話会 委員名簿

氏名	組織名	備考
もり ゆうじろう 森 雄二郎	京都文教大学 社会連携コーディネーター	学識経験者
い かり あつし 井狩 篤士	株式会社イカリファーム 代表	経済団体関係者
はやま み 羽山 はる美	八幡学区まちづくり協議会	地域団体関係者
つかもと たけし 塚本 毅	近江八幡市国際協会 会長	国際交流団体関係者
かきうち けんた 垣内 健太	近江八幡市国際協会 評議員	国際交流団体関係者
かどわき 門脇 エリトン ショウイチ		外国人市民
まつむら み さ え 松村 美沙枝		公募市民
つじ きみひさ 辻 公寿	市総合政策部長	関係行政機関の職員

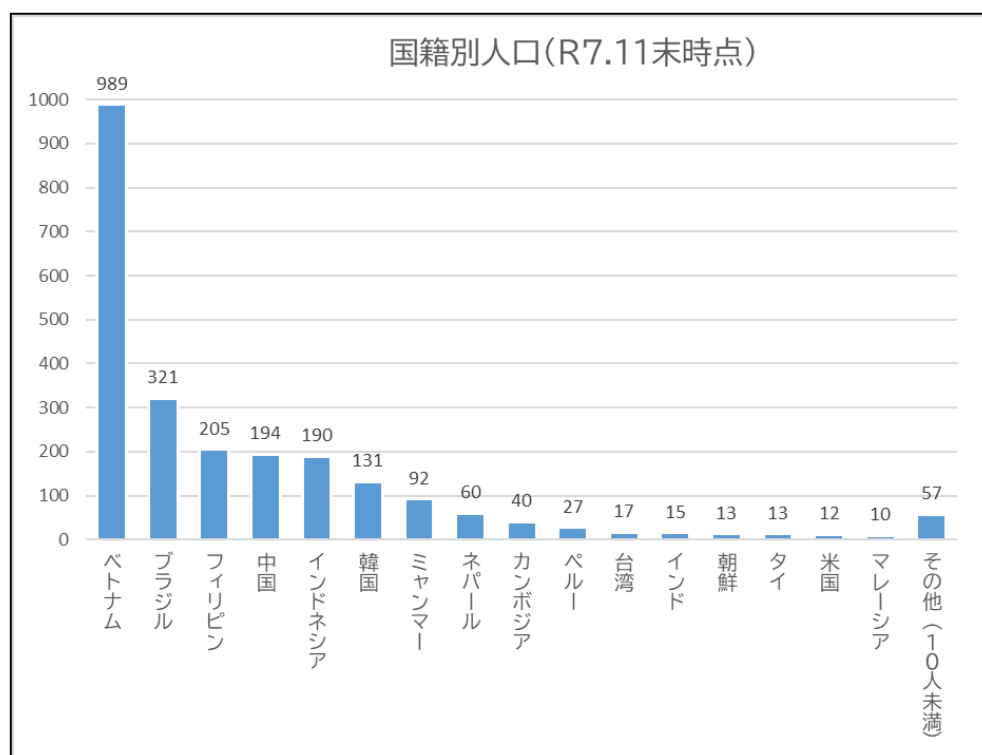
I. 近江八幡市の外国人住民の状況

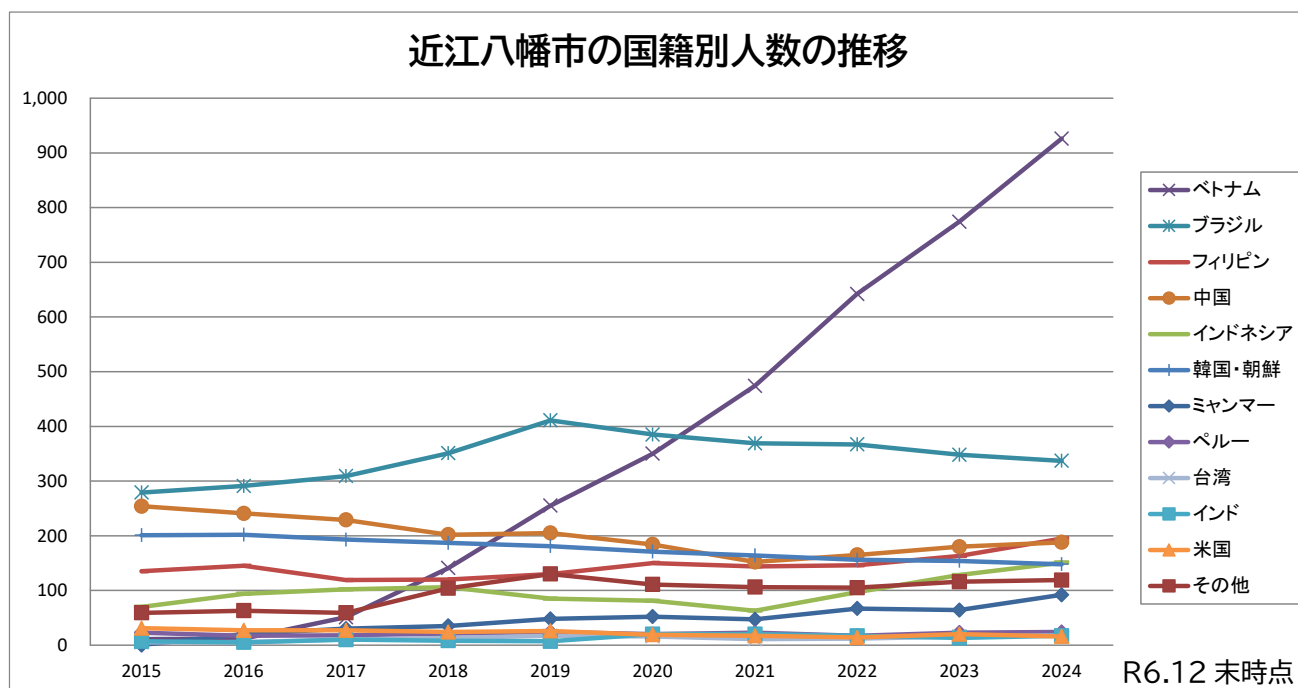
近江八幡市の外国人住民は 2025(令和 7)年 11月末現在で **2,386** 人、国籍数は 41 であり、総人口 81,772 人の 2.9%の割合を占めている。

10年間の推移をみると、おおむね右肩上がり増加しており、10年で約2倍となっている。

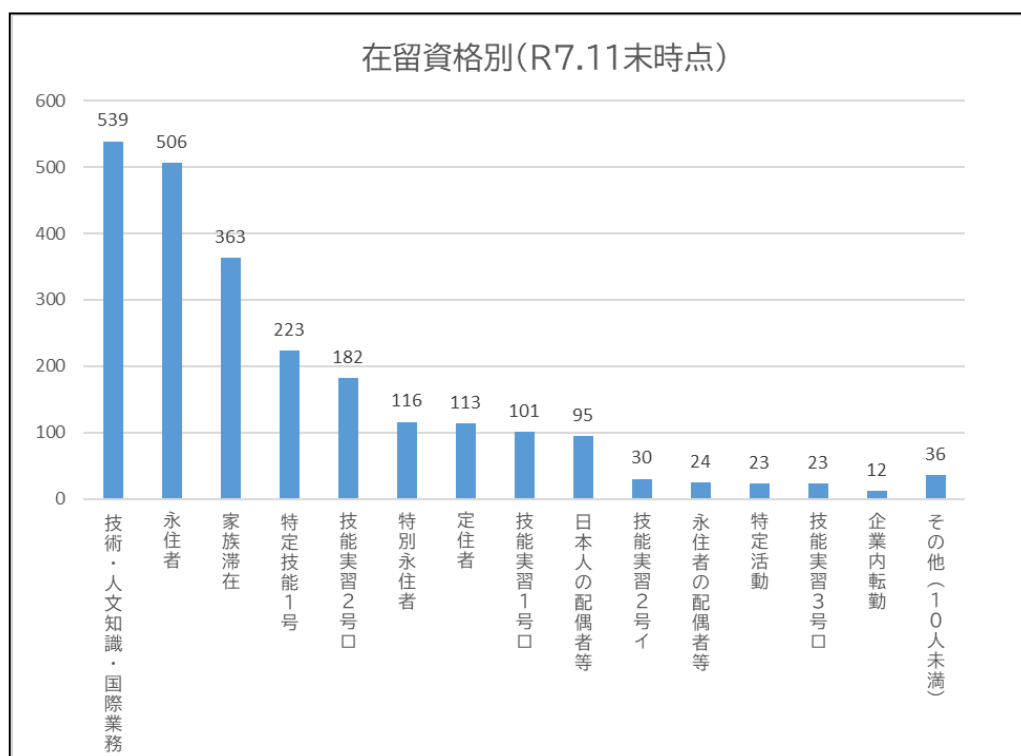


国籍別人口で見ると、多い順にベトナム 989 人、ブラジル 321 人、フィリピン 205 人となっており、ベトナム国籍の住民の数が突出している。

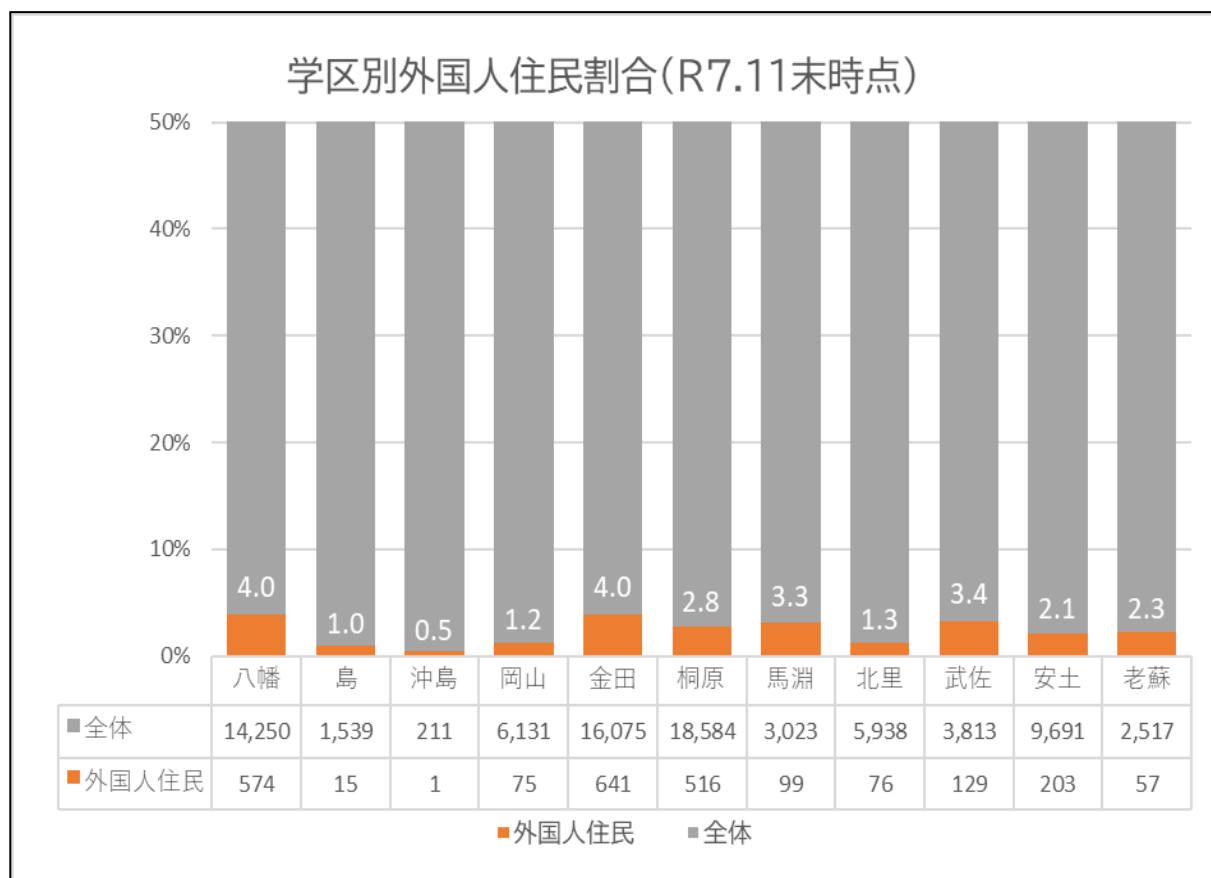




本市の特徴的な点として、住民の在留資格の構成が挙げられる。
「技術・人文知識・国際業務」が最も多く、次いで、「永住者」、「家族滞在」の順となっている。



学区によっても外国人住民数にばらつきがあり、利便性が高い八幡学区、金田学区は約4%と市内でも高い割合となっている。



近江八幡市多文化共生推進指針 改定について

1. プラン改定の趣旨

平成24年(2012年)の策定以降、見直しがされていない「近江八幡市多文化共生推進指針」について、外国人住民を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行う。

また、改正に合わせた調査等を通して本指針の周知を行い、広く住民に多文化共生の推進に向けた機運を醸成する。

2. 国・県の状況

平成 30 年 12 月 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を閣議決定(以降、毎年改定)

令和 2 年 6 月 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を閣議決定

令和 2 年 9 月 「地域における多文化共生推進プラン」を改定

令和 4 年 6 月 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を閣議決定
(以降、毎年一部変更)

令和 6 年 6 月 入管難民法と技能実習法の改正案が可決
(技能実習制度を廃し、育成就労制度を新設)

令和 7 年 3 月 滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改訂版)の策定
【計画期間:令和7年度から令和11年度】

3. 改定の基本的な方針(案)

①期間

外国人住民に関する社会情勢は今後も変化が見込まれることから、おおむね5年ごとに指針の見直しを行う。

②改定のポイント

滋賀県多文化共生推進プラン(第6章 施策の推進)において、各主体の役割が示されています。市町の役割として、「多言語での情報提供などの行政サービス向上や多文化共生に関する啓発、交流促進の場づくりなどを進めることが期待されています。」と挙げられていることをふまえ、方向性を検討します。

【重点取り組み(案)】

i) 情報提供について

外国人住民等が、円滑かつ適切に行政サービスを受けることができるよう情報の多言語化ややさしい日本語の活用を広げる。

ii) 多文化共生意識の向上・啓発

多文化共生社会を実現するためには日本人住民の意識も重要であることから啓発を行う。

iii) 地域における日本人住民と外国人住民の共生

外国人住民が地域住民としての主体性を発揮するための支援(生活マナー、ルール)を行う。

スケジュール案		
懇話会		事務局
R7. 12月	1回目懇話会【意見の共有、指針の読み合わせ】	
R8.1～2月	ワークショップ①	理念の原案を作成
3月	2回目懇話会【理念について】	
5～6月	ワークショップ②	
7月		素案の作成
8月		↓
9月	3回目懇話会【素案の確認】	
10月	ワークショップ③	
11月		パブリックコメント
12月	4回目懇話会【パブコメ意見の確認】	
R9. 1月	最終案の確認	
2月		微修正
3月	多文化共生推進指針 市長に提案→改定	

○これまでの本市の取組、課題

＜施策推進の方向性＞

- I 円滑適切な行政サービスの提供
- II 地域住民としての主体性の発揮促進
- III 多文化共生教育の推進
- IV 多文化共生の地域づくりのための意識啓発
- V 施策の推進体制の整備

現状の取組

- ①(公財)近江八幡市国際協会に多文化共生推進事業を委託、外国人相談窓口の設置
- ②市広報多言語版の作成
- ③市窓口の一部にポケットークを配置(5台)、職員向けやさしい日本語講座を開催
- ④各課における文書の通訳、翻訳
- ⑤学校への母語支援員等の配置

課題

- ①庁内の連携体制がない
- ②外国人住民の声を聴く仕組み
- ③日本人住民に対する意識啓発

○ワークショップの進め方、出席者

懇話会での検討と並行してワークショップを開催する。

指針を改定するプロセスを通じて、市民や職員に多文化共生に関する意識啓発を行う。

内容

- ・現指針の読み合わせ
- ・

参加者(想定)

- ・日本人住民
- ・外国人住民
- ・市国際協会関係者
- ・日本語交流教室関係者
- ・市職員